

所 属	健康福祉環境部 高齢福祉課		
担当(係)名	基盤整備担当	内 線	2595

(款)3民生費	(項)1社会福祉費	(目)(6)老人福祉費
(明細書事業名) 老人福祉施設整備費 老人福祉施設整備費補助金		

1 当初予算(要求)額(千円)

7,845,098

2 当初予算(決定)額(千円)

8,215,985

(前年度4,306,489)

【財源内訳】

国 庫

4,402,149

県 債

1,234,000

一般財源

2,579,836

3 事業概要

県生涯安心計画に定める施設サービスの目標量に沿った施設整備を推進するため、補助金を交付し計画的に介護サービス基盤の整備・拡充をしていきます。

4 施策の効果

在宅介護の困難な要介護高齢者のための各種の施設もしくは在宅サービスの実施施設等を整備することにより福祉サービス増進の効果が期待できます。

5 要求の内容

特別養護老人ホーム	22施設	在宅介護支援センター	1施設
ケアハウス	4施設	養護老人ホーム	1施設
老人デイサービスセンター	22施設	痴呆性高齢者グループホーム	18ユニット

県単独補助に関しては、引き続き実施することとする。ただし、特別養護老人ホームに対する「重度痴呆性老人専用居室の設備整備に対する補助」については、平成15年度から10人程度の個室を小グループ化した「ユニット」を基本とし、個々人に対して目の行き届くケアが提供され、重度痴呆性老人に対しての設備整備が不要となることから、廃止することとする。

痴呆性高齢者グループホームの1ユニットとは、5人～9人を共同生活住居の単位として、居室、居間・食堂、浴室、台所等の生活空間を構成する施設形態です。

6 用語の解説

「県生涯安心計画」：県老人保健福祉計画と県介護保険事業支援計画とを一体的に

策定したもので、市町村計画を基礎に広域的観点から圏域の調整を図りながら、高齢者の保健福祉サービス等を提供するために必要な施設、マンパワーの計画的な確保及びその資質の向上を図ることを目的としています。

7 決定内容

施設整備目標の達成と早期待機者解消を図るため、国の補正予算を活用し、「15ヶ月予算」として前倒しを実施。

・平成14年度への前倒し 1,579,112千円

・平成16年度からの前倒し 2,085,494千円

県単独補助のうち、特別養護老人ホームに対する面積加算を行うものについては従来の個室に対するゆとり加算部分について、国制度の改正に伴う「ホテルコスト」の導入により充足が図られたことから、県単独の面積加算については廃止とする。